

ウイメンズ・キャンサー・サポート 会則

【名称】

第1条 本会は ウイメンズ・キャンサー・サポート と称する。

【目的】

第2条 本会は婦人科がんと女性のための「がん患者会」として、病気のことを理解し、治療や生活に前向きに取り組めるようお互いを励まし、助け合うことを目的とする。

【事業】

第3条 本会はその目的を達成するために下記の事業を行う。

- ①勉強会
- ②講演会
- ③その他、本会の目的達成に必要な事業

【会員】

第4条 本会は、会員で構成される

第5条 本会の目的に賛同し、年会費 1000 円を支払い、所定 の手続きを行えば正会員になることができる。

第6条 退会は会員の自由とする。

【組織】

第7条 本会には次の役員をおき、総会で承認する。

代表 1名 ・会計 1名 ・監査 2名

第8条 代表は本会を代表し、講演会・総会他会務を主宰する。

第9条 連絡先を下記に設置する。

〒730-0051 広島市中区大手町 2 丁目 5-11-204

電話 082-542-5053

【運営】

第10条 代表は年 1 回総会を開催する。下記の事項は総会の承認を経なければならない。

- 1) 事業
- 2) 人事
- 3) 運営費
- 4) 会則の変更
- 5) その他重要事項

但し、緊急を要するものについては代表の判断で対処し、総会で事後承認を得ることとする。

第11条 本会は会員からの会費、寄付金、会によって承認された事業からの収入により、運営される。

【附則】

設立年月日:2001 年 10 月 1 日

この会則は 2010 年 11 月 24 日から施行する。